

演者の利益相反自己申告が必要となる金額（年間）

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 役員・顧問職 | 100万円以上 |
| ② 株式 | 利益100万円以上/全株式の5%以上 |
| ③ 特許権使用料 | 100万円以上 |
| ④ 講演料等 | 50万円以上 |
| ⑤ 原稿料等 | 50万円以上 |
| ⑥ 研究費 | 100万円以上 |
| ⑦ 奨学寄付金 | 100万円以上 |
| ⑧ 寄付講座への所属 | 100万円以上 |
| ⑨ その他の報酬 | 5万円以上 |

演者の利益相反状態の開示

	該当の状況	企業名等
① 役員・顧問職	あり ・ なし	
② 株式	あり ・ なし	
③ 特許権使用料	あり ・ なし	
④ 講演料等	あり ・ なし	
⑤ 原稿料等	あり ・ なし	
⑥ 研究費	あり ・ なし	
⑦ 奨学寄付金	あり ・ なし	
⑧ 寄付講座への所属	あり ・ なし	
⑨ その他の報酬	あり ・ なし	

演者の利益相反状態の開示

すべての項目に該当なし

